

さいにゆうこくきよか にほん で がいこくじん にほん さいにゆうこく とき おこな
再入国許可で 日本を出た 外国人が 日本に 再入国する時に 行う、
 かんせんしょう ひろ ついか たいさく
感染症を 広げないために 追加された 対策について

ねん がつ にち げんざい
 2020年 7月31日 現在

さいにゆうこくきよか かんたん てつづき さいにゆうこくきよか ふく にほん で がいこくじん ちゆう
 再入国許可（簡単な 手続きでの 再入国許可も 含む）で 日本を出た 外国人（注 1）
 が 8月5日より後に 日本に 再入国する場合は、下の表の 再入国する日によって、
 かんせんしょう ひろ ついか たいさく ひつよう ぐたいてき
 感染症を 広げないために 追加された 対策をすることが 必要です。具体的には、ま
 ず滞在する国や 地域の 日本国大使館・総領事館から 再入国 関連書類 提出確認書
 を もらいます。そして、滞在する国や 地域を出る前の 72時間以内に、新型コロナウイルス
 かんせんしょう かん けんさ う
 感染症に関する 検査を受けます。そのうえで、決まった フォーマット または ①～
 ③が 全て英語で書かれた 自由な形 の書類を作ります。

- ① ほんにん しょうめい しめい ばんごう こくせき せいねんがっぴ せいべつ
 本人であると 証明するもの（氏名、パスポートの番号、国籍、生年月日、性別）、
- ② しんがた かんせんしょう けんさ しょうめい けんさ ほうほう き
 新型コロナウイルス感染症の 検査の証明内容（検査の方法（決まったフォーマット
 に 書かれている 検査用の物質、検査方法に限る。）、検査の結果、検査をした日時、
 けんさ けんさ けんさ けんさ けんさ けんさ
 検査結果が 決定した日、検査証明が 発行された日）
- ③ いりょうきかん じょうほう いりょうきかん なまえ いしゃ なまえ いりょうきかん
 医療機関などの 情報（医療機関の 名前（または 医者の名前）、医療機関の
 じゅうしょ いりょうきかん いしゃ しょうめい
 住所、医療機関のはんこ（または 医者の署名））

その後、決まったフォーマット または 書類を使って、医療機関から 陰性の証明（下で
 しゅつこくまえけんさしょうめい よ
 は「出国前検査証明」と 呼んでいます。）を もらいます。

しゅつこくまえけんさしょうめい にほん つ げんぼん または そのコピーを、再入国
 かんれんしよるい ていしゅつかくにんしよ いっしょ にゆうこくしんさかん だ
 関連書類 提出確認書と 一緒に 入国審査官に 出してください。
 にゆうこくしんさかん ひつよう しょうめい だ ぼあい しゅつにゆうこくかんり なんみんにんていほう
 入国審査官に 必要な書類を 出せない場合は、出入国管理と 難民認定法によって、
 じょうりくきよひ たいしゅう
 上陸拒否の 対象になります。

また、にせものの 出国前検査証明を 出して、上陸許可を 受けたと 認められた場合、
 しゅつにゆうこくかんり なんみんにんていほう き ざいりゅうしかく とりけしてつづき きょうせいてき にほん
 出入国管理と 難民認定法の 決まりによって、在留資格の 取消手続と 強制的に 日本
 から出てもらう 手続をされる 可能性があります。

さいにゆうこく ひ 再入国する日	かんせんしょう ひろ ついか 感染症を 広げないために 追加された たいさく ひつよう がいこくじん ちゆう 対策が 必要になる 外国人（注 2）
がつか がつか 8月5日と8月6日	A
がつか がつか にち 8月7日から8月31日まで	A、B
がつか あと 9月1日より後	A、B、C

ちゆう した あ がいこくじん のぞ
 （注 1） 下に当てはまる 外国人は 除きます。

- とくべつえいじゅうしゃ
 ・ 特別永住者
- がいこう こうよう ざいりゅうしかく も がいこくじん
 ・ 「外交」または「公用」の 在留資格を 持っている 外国人

(注 2) 表の中の AからCまでの 外国人は 下のとおりです。

- A 滞在する国・地域が 上陸拒否の 対象地域になる前に、当てはまる国や 地域に 再入国許可を受けて 出国した 外国人。そして、下の ②や③に 当てはまらず、人間 として 配慮すべき それぞれの事情の中で、特別な事情とは 認められないもの
- B パキスタン、バングラデシュ、フィリピン または ペルーに 滞在したことがある 外国人。そして、当てはまる国や 地域が 上陸拒否の 対象地域になる前に 当てはまる国や 地域に 再入国許可を 受けて 出国した、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」または「定住者」の 在留資格を 持っている人（これらの 在留資格を 持っていない 日本人・永住者の配偶者 または 日本人・永住者の子も 含む。）
- C パキスタン、バングラデシュ、フィリピン または ペルー以外の 国や地域に 滞在した ことのある 外国人。そして、当てはまる国や 地域が 上陸拒否の 対象地域になる前に 当てはまる国や 地域に 再入国許可を 受けて 出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」 または 「定住者」の 在留資格を 持っている人（これらの 在留資格を 持っていない 日本人・永住者の配偶者 または 日本人・永住者の子も含む。）

連絡先： 出入国 在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話： (代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)